

変 更 説 明 書（北海道決定）

新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
3・2・4	臨港線	3・2・4	臨港線	一部区域の変更（隅切の変更）
3・3・7	小樽中央線	3・3・7	小樽中央線	一部区域の変更（隅切の変更、駅前広場の変更） 構造の変更（平面交差箇所減 2箇所）
3・3・8	蘭島中央線	3・3・8	蘭島中央線	一部区域の変更（隅切の変更） 構造の変更（平面交差箇所減 3箇所）
3・4・14	若松線	3・4・14	若松線	一部区域の変更（隅切の変更） 構造の変更（平面交差箇所減 2箇所）
3・4・15	本通線	3・4・15	本通線	終点の変更（延長減 約1,830m） 一部区域の変更（隅切の変更） 構造の変更（平面交差箇所減 5箇所） 幅員の縮小変更（18m→16m、変更区間L=720m）
3・4・17	朝里温泉通	3・4・17	朝里温泉通	一部区域の変更（隅切の変更）
3・4・18	銭函海岸線	3・4・18	銭函海岸線	構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）
3・5・37	銭函インター線	3・5・37	新宮横通	名称の変更 起点の変更（延長減 約530m） 構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）
3・6・38	海岸高島線	3・6・38	海岸高島線	一部区域の変更（隅切の変更） 構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）

: 見直し方針に基づき「変更」又は「廃止」する路線

: 上記に付随して変更が必要となる路線

変 更 説 明 書（小樽市決定）

新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
3・2・1	中央通	3・2・1	中央通	一部区域の変更（隅切の変更）
3・2・2	花園学校通	3・2・2	花園学校通	起点の変更（延長減 約160m） 一部区域の変更（隅切の変更） 車線数の変更（4車線→2車線） 幅員の縮小変更（36m→32m、変更区間L=280m） 構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）
3・3・5	住吉線	3・3・5	住吉線	起点の変更（延長減 約80m） 構造の変更（平面交差箇所減 2箇所）
3・5・6	公園通	3・3・6	公園通	起点の変更（延長減 約320m） 一部区域の変更（隅切の変更） 車線数の変更（4車線→2車線） 幅員の縮小変更（22m→14.5m、変更区間L=360m） 構造の変更（JR立体交差箇所減 1箇所、 平面交差箇所減 2箇所）
3・4・9	銭函運河線	3・4・9	銭函運河線	起点の変更（延長減 約600m） 一部区域の変更（隅切の変更） 構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）
3・5・10	手宮仲通	3・4・10	手宮仲通	一部区域の変更（隅切の変更） 幅員の縮小変更（18m→14m、変更区間L=1,220m） 構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）
3・4・12	緑山手線	3・4・12	緑山手線	一部区域の変更（隅切の変更）
3・4・13	入舟線	3・4・13	入舟線	一部区域の変更（隅切の変更） 構造の変更（平面交差箇所減 3箇所）
3・4・16	大通北線	3・4・16	大通北線	起点及び終点の変更（延長減 約2,770m） 一部区域の変更（隅切の変更） 構造の変更（JR立体交差箇所減 1箇所、 平面交差箇所減 10箇所）
3・4・19	高島中央線	3・4・19	高島中央線	廃止
3・4・20	祝津山手線	3・4・20	祝津山手線	構造の変更（平面交差箇所減 2箇所）
3・4・21	長橋線	3・4・21	長橋線	一部区域の変更（隅切の変更）
3・4・22	富岡線	3・4・22	花穂中央線	名称の変更 起点及び終点の変更（延長減 約850m） 構造の変更（平面交差箇所減 3箇所）

□：見直し方針に基づき「変更」又は「廃止」する路線

■：上記に付随して変更が必要となる路線

新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
3・4・24	最上町線	3・4・24	最上町線	終点の変更（延長減 約270m）
3・4・26	新富線	3・4・26	新富線	廃止
3・4・28	幸線	3・4・28	幸線	一部区域の変更（隅切の変更）
3・4・29	オタモイ線	3・4・29	オタモイ線	終点の変更（延長減 約260m）
3・4・30	蘭島仲通	3・4・30	蘭島仲通	廃止
3・4・31	蘭島海岸線	3・4・31	蘭島海岸線	廃止
3・4・32	十万坪線	3・4・32	十万坪線	終点の変更（延長減 約90m）
3・5・34	東小樽線	3・5・34	東小樽線	起点の変更（延長減 約3,720m） 一部区域の変更（駅前広場の変更） 構造の変更（立体交差箇所減 2箇所、 平面交差箇所減 3箇所）
3・5・35	東通線	3・5・35	東通線	廃止
3・4・44	桜台線	3・4・44	桜台線	起点の変更（延長増 約770m） 一部区域の変更（隅切の変更） 構造の変更（立体交差箇所増 1箇所）

: 見直し方針に基づき「変更」又は「廃止」する路線

: 上記に付随して変更が必要となる路線

定 規 図 ①

※ 幅員を変更する路線のみ抜粋

本通線（北海道決定）

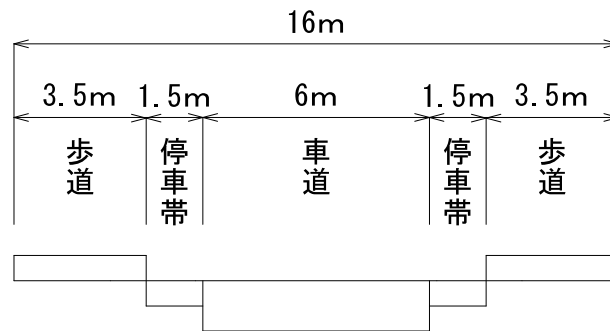
【変更前】

3・4・15号 本通線



【変更後】

3・4・15号 本通線



花園学校通（小樽市決定）

【変更前】

3・2・2号 花園学校通



【変更後】

3・2・2号 花園学校通



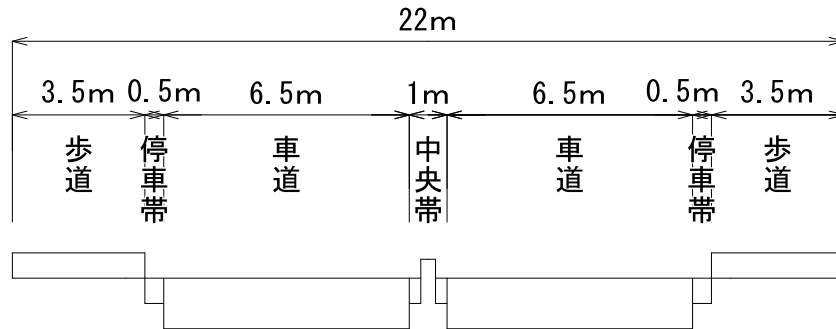
定 規 図 ②

※ 幅員を変更する路線のみ抜粋

公園通（小樽市決定）

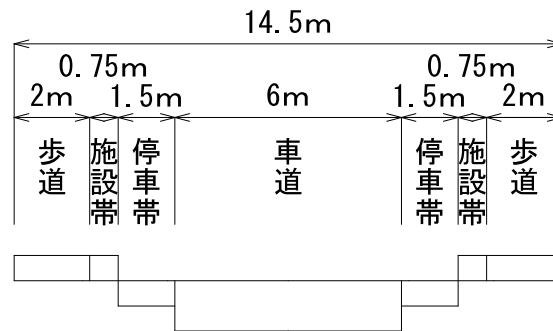
【変更前】

3・3・6号 公園通



【変更後】

3・5・6号 公園通



手宮仲通（小樽市決定）

【変更前】

3・4・10号 手宮仲通



【変更後】

3・5・10号 手宮仲通

